

# 平塚市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行要綱

平成28年4月1日制定

令和3年3月1日最終改正

平塚市まちづくり政策部建築指導課

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請における市長が必要と認める図書)

第3条 省令第1条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 当該計画が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下同じ。)又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)による審査を受けた場合  
当該登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(2) 当該計画が、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けている住宅に係るものである場合

品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請における市長が必要と認める図書)

第4条 省令第7条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 当該建築物が、法第2条第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

当該登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(2) 当該建築物が、法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けている場合

省令第3条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(3) 当該建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84

号)第54条第1項に基づく認定を受けている場合

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

(4) 当該建築物が、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けている場合

品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(不要と認める図書)

第5条 省令第1条第3項及び省令第7条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、第3条各号又は前条各号に掲げるものを提出する場合における省令第1条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。

(建築確認申請書の提出部数等)

第6条 法第30条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」という。)の部数は、正本1部及び副本2部とする。

2 前項の建築確認申請書には、省令第1条第1項に規定する申請書の写し及び建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合性判定通知書の写し(同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築に限る。)を添付するものとする。

(申請の取下げ届)

第7条 法第29条第1項の規定による認定の申請、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請又は法第36条第1項の規定による認定の申請をした者(以下「申請者」という。)は、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下げ届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(認定をしない旨の通知)

第8条 市長は、法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は法第36条第2項の認定をしないときは、その旨及びその理由を申請者に書面により通知するものとする。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめ申出書)

第9条 認定建築主(法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等(法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)又は建築物の所有者(法第36条第1項に規定する建築物の所有者をいう。以下同じ。)は、基準適合認定建築物(法第36条第2項に規定する認定を受けた建築物をいう。以下同じ。)を取りやめようとするときは、取りやめ申出書(第2号様式)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して市長に申し出なければならない。

(1) 法第30条第1項の認定を受けた場合

省令第3条第2項に規定する通知書

(2) 法第31条第2項において準用する法第30条第1項の認定を受けた場合

省令第6条において準用する省令第3条第2項に規定する通知書

(3) 法第36条第2項の認定を受けた場合

省令第8条第2項に規定する通知書

2 前項の取りやめ申出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(工事完了報告)

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事(以下「工事」という。)が完了したときは、工事完了報告書(第3号様式)に次の各号のいずれかに掲げる図書を添えて、速やかに、市長に報告しなければならない。

(1) 工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書をいう。)の写し

(2) 建設住宅性能評価書(品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事の完了を確認することができる書面で市長が適当と認めるもの

(認定を取り消す旨の通知)

第11条 市長は、法第34条又は法第37条の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を認定建築主又は建築物の所有者に書面により通知するものとする。

2 市長は、第9条の規定により申し出を受けた場合は、その旨及びその理由を認定建築主又は建築物の所有者に書面により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。